

盲学校における幼児教育の歴史と今後の課題

国立の盲学校における「初等部予科」からの発展をふまえて

○ 高見 節子

(筑波大学附属盲学校)

猪平 眞理

(宮城教育大学)

日本の盲学校は明治 11(1878)年京都盲哑院と明治 13 年楽善会訓盲院(明治 18 年より文部省直轄校、後東京盲学校等に改称)から発展するが、盲学校数はその後少しずつ全国的に増加していった。そして視覚障害児の教育に携わる関係者は早くから早期教育の必要性を実感していた。しかし、盲学校に正式な形態で幼児教育が始まったのは、大正 13(1924)年の横浜訓盲院と昭和 2(1927)年の東京盲学校に初等部予科が設置されたことによる。

視覚障害児の早期教育の充実にはこの後長い歳月を要することとなるが、21 世紀の障害児教育は学校教育全体の中で新しい発展が予想されるので、これまでの歴史と今後の課題を検討することは意義あるものと思われる。

1. 初等部予科の時代

盲学校の初等部予科は府県に盲学校と聾哑学校の設置義務を課すこととなった盲学校及聾哑学校令 1923(大正 12)年の「第七條 ……盲学校及聾哑学校ニ豫科……ヲ置クコトヲ得」の規定に基づいたもので、昭和 10 年 11 月刊の『東京盲学校六十年史』に「昭和 2 年 9 月 10 日今学期より幼稚園を開始す。」とある。初等部予科は全国のいくつかの盲学校でも臨時の設置があったようだが、制度的に確かな運営がなされていたのは東京盲学校のみであった。

東京盲学校の豫科規程を見ると

第四十七条 予科ハ男女幼児ノ盲学校初等部へ入学準備の為ニ保育ヲ受ケントスル者ノ為ニ設ク
第四十八条 幼児ノ入学年齢ハ満五歳前後トス但シ發育不十分ナル幼児ハ満九歳マデ收容スルコトヲ得

とあり、予科は幼児教育よりも初等部の準備教育が目指されていた。指導内容については

第四十九条 保育科目ハ談話、直観、手技、遊戯並ニ体操、唱歌トス

とされ、『幼稚園令施行規則』(大正 15 年)の

第二条 幼稚園の保育項目ハ遊技、唱歌、観察、談話、手技等トス

と比べると、直観と体操に特色が見られる。

そして「保母ハ初等部予科幼児ノ保育ヲ掌ル」と

して予科の担当者も配したものであった。

この東京盲学校初等部予科の昭和 2 ~ 18 年の在籍児は、毎年度 2 ~ 10 名、年齢は 4 ~ 9 歳児で 6 歳児が最も多く、全体的に過年児の率が高かった。したがって実質的にも指導内容に初等部の準備学習を求められていたのである。また、このころは跳び級や 2 年在籍などもあり、初等部予科の修了者名簿は昭和 18 年度までに在籍者数より少ない 86 名の記載があった。そして昭和 16 年には保母の定員が 1 名から 3 名に増員されている。

2. 幼稚部の設置と拡大

第二次大戦後は昭和 22 年に公布された学校教育法により制度が確立され、盲学校に幼稚部が置かれたが、昭和 23 年度より盲・聾学校の義務制が学年進行で進められたため、なかなか幼児の方まで手が回らない状況であった。しかし、昭和 27 年度には京都府立盲学校、昭和 37 年度には大阪市立盲学校で幼稚部の開設があり、昭和 40 年度以降は Table 1 のように設置が相次いで見られるようになった。

Table 1 全国盲学校幼稚部及び
T 盲学校幼稚部在籍児数

年 度	設置校	全国	T 校
(1963)S.38	4	14	3
39	3	8	0
40	4	24	6
41	4	34	3
42	4	30	7
43	6	40	4
44	10	51	6
(1970)S.45	14	83	9
46	18	97	8
47	22	132	7
48	28	150	5
49	33	218	4
50	39	248	* 3
51	42	240	8
52	45	270	8
53	45	227	3
54	46	193	2
(1980)S.55	45	189	4
56	45	186	5
57	45	192	3
58	49	172	2
59	51	182	3
60	48	184	6
61	46	175	6
62	47	189	6
63	48	182	※ 6
(1989)H.元	44	189	7
2	45	193	6
3	45	191	9
4	49	207	6
5	46	219	8
6	49	218	4
7	49	214	13
8	47	196	9
9	44	211	10
10	44	218	12
11	46	238	10
(2000)H.12	41	228	10

(学校基本調査報告書等より)

盲学校幼稚部の教育内容は基本的には学校教育法第77条、78条（幼稚園の目的、同目標）に基づき、幼稚園教育要領に準じて行われるものとなった。

東京盲学校は国立盲教育学校、同附属盲学校を経て昭和26年には東京教育大学の組織に移行した。戦後幼稚部は入学を希望する幼児がいる年度のみ置かれるという状態であったが、昭和38年度からは本格的な設置となった。

3. 入学年齢の繰り下げと重複障害児への対応

盲学校に設置される幼稚部は順調に増加し、全国の幼稚部在籍児数は昭和52年度に最高数を示した。しかし、盲学校在籍者数の激減と合わせてその後の幼児数は減少を表し、開設があった盲学校でも入学希望者がなく休部になる場合も見られるようになった。幼稚部の入学は当初には4歳児が多かったが、3歳児学級の増設もあって総在籍児数は200人程度を保つ状態が続いている。

なお、唯一の国立である筑波大学附属盲学校（昭和53年度東京教育大学より移行）では昭和50年度より4歳児学級増設、教員2名加配（Table1 *印）、昭和63年度より3歳児入学許可（※印）があった。

また、知的障害との重複障害児の存在は以前から視覚障害児における出現率の高さが指摘されるところであったが、未熟児網膜症の事例には高率に出現し、幼稚部では早くからその対応が求められた。そして重複障害もさらに重度化が進むようになった。

国立の盲学校は唯一自由募集校として対象児は単一の視覚障害児に限っていたが、幼稚部では昭和54年度から重複障害児の入学が始まった。在籍児の障害の状況はTable2のとおりである。

Table2 T校幼稚部在籍児の障害の状況

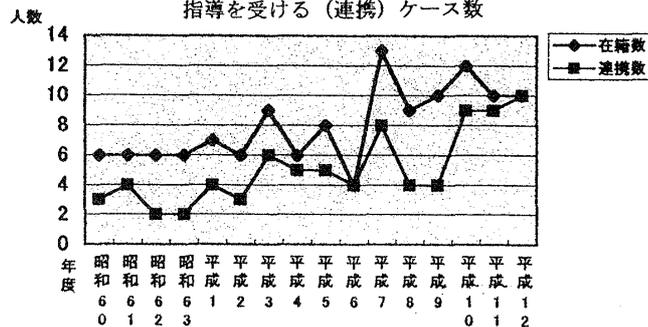
年度	単	重複	在籍数
昭和54年(1979)	1	1	2
昭和55年(1980)	3	1	4
昭和56年(1981)	2	3	5
昭和57年(1982)	0	3	3
昭和58年(1983)	0	2	2
昭和59年(1984)	2	1	3
昭和60年(1985)	3	3	6
昭和61年(1986)	2	4	6
昭和62年(1987)	2	4	6
昭和63年(1988)	2	4	6
平成1年(1989)	4	3	7
平成2年(1990)	2	4	6
平成3年(1991)	3	6	9
平成4年(1992)	3	3	6
平成5年(1993)	3	5	8
平成6年(1994)	2	2	4
平成7年(1995)	7	6	13
平成8年(1996)	6	3	9
平成9年(1997)	7	3	10
平成10年(1998)	8	4	12
平成11年(1999)	5	5	10
平成12年(2000)	5	5	10

一方、平成元(1989)年には「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」が告示され、平成2年度から特殊教育諸学校独自の基準に基づく指導が実施されるようになった。

4. 幼稚園・保育所との連携

視覚障害児の統合教育は昭和50年代に拡大していった。とくに幼児の段階は教科学習の課題がないため、一般の幼稚園や保育所に多くの視覚障害のある幼児が入園するようになった。また、盲学校の幼稚部で障害への専門的な指導を受けつつ幼稚園や保育所にも通うという両者の教育を受ける幼児も増え、平成3(1991)年度の全国盲学校調査（猪平）ではこうしたケースが総在籍幼児の四分の一にも及んでいる実態が把握された。筑波大学附属盲学校でのこうした傾向をFig.1でみる事ができる。

Fig.1 T盲学校幼児が幼稚園、保育所の指導を受ける（連携）ケース数



5. 0歳児からの教育相談活動

盲学校の教育相談は大切な教育活動の一つといえる。視覚障害幼児の教育相談は以前には盲学校入学の目的が主体であったが、近年は全国的に育児に関する内容が求められるようになった。とくに幼稚部設置校では0歳児からの乳幼児への対応をし、医療機関との連携もされるようになった。

こうした動きに平成11年3月改訂の盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領にも3歳未満乳幼児の早期からの適切な対応を推進し、障害児相談のセンターとして役割を果たす項目が盛り込まれた。

6. 今後の課題

盲学校の幼稚部は視覚障害児の育児相談や統合保育の支援活動、重度重複障害児への視覚専門指導など地域の教育センターとしてのこれからの活動範囲は大きい。今後はそうした指導内容や方法の検討、運営のあり方などに力が注がれる必要がある。そして盲学校の主要な活動母体として発展を期待したい。